

第47号議案

府中市女性センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 6 月 8 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

女性センターの名称変更に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市女性センター条例の一部を改正する条例

府中市女性センター条例（平成6年9月府中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

府中市男女共同参画センター条例

第1条中「女性問題」及び「女性を取り巻く問題の解決及び男女共同社会」を「男女共同参画社会」に、「実現」を「形成」に、「女性センター」を「男女共同参画センター」に改める。

第2条中「女性センター」を「男女共同参画センター」に改め、同条の表中「府中市女性センター」を「府中市男女共同参画センター」に改める。

第3条中「府中市女性センター（以下「女性センター」という。）」を「府中市男女共同参画センター（以下「センター」という。）」に改め、同条中第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 関係機関及び地域との連携の強化に関すること。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意識の普及及び啓発に関すること。

第4条第1項、第5条から第8条までの規定、第9条第1項及び第2項、第12条、第14条第1項、第15条並びに第16条中「女性センター」を「センター」に改める。

別表中「女性センター施設使用料」を「センター施設使用料」に、同表備考第1項中「女性センター登録団体」を「センターに登録した団体」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。